

公 示

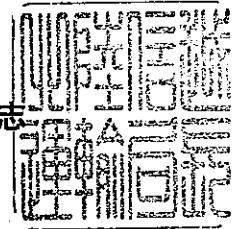
公示第35号

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」(平成23年5月20日付け公示第12号)を別紙のとおり一部改正する。

令和4年7月29日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第12号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。</p> <p>また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。</p> <p>さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第12号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。</p> <p>また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。</p> <p>さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p>

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

令和5年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～5. (略)

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）
この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）
この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和2年7月27日付け公示第14号で一部改正）
この公示は、令和2年7月27日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和3年7月30日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和3年7月30日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

令和4年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～5. (略)

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）
この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）
この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和2年7月27日付け公示第14号で一部改正）
この公示は、令和2年7月27日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和3年7月30日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和3年7月30日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、

この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和4年7月29日付け公示第35号で一部改正）

この公示は、令和4年7月29日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。